

議案第56号

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について

北名古屋市児童クラブ設置条例(平成18年北名古屋市条例第104号)
の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成23年9月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、利用者に応じた料金体系の児童クラブ利用料に
改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第12項」を「第6条の2第2項」に改める。

第3条中「その保護者が次の各号のいずれかに該当していると認められるもの」を「労働等により昼間家庭内に保護者がいないことが常態となっているもの」に改め、同項各号を削る。

第6条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 正当な理由がなく相当の期間引き続いて利用がなかったとき。

第7条に次の1項を加える。

- 3 市長は、生活の困窮、災害その他特別の理由により利用料の納付が困難であると認める利用児童について、別に定める基準により利用料の全額又は一部を免除することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

利用料月額表

区分	学年	利用料月額
児童館以外の施設を利用して行う 児童クラブ	1年生	4,000円
	2年生	3,000円
	3年生	2,000円
児童館を利用して行う児童クラブ	1年生～3年生	0円

備考

- 1 利用料月額表に掲げる利用料月額は、利用児童1人当たりに係る1箇月分の利用料とする。
- 2 延長利用（午後6時を超える児童クラブの利用をいう。）を利用する場合は、延長利用料として利用児童1人当たり月額1,000円を加算する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。